

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和 2 年青森県規則第 59 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 8 号に掲げる固定式刺し網漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和 8 年 5 月 21 日

青森県知事 宮下 宗一郎

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
ひらめ固定式刺し網漁業	1 隻	20 トン未満	定めなし	C 区域 次の 2 直線にはさまれた海域のうち、距岸 5,000 メートルの線と共同漁業権漁場沖出線との間の海域。 ア 深浦町根株川尻より西方（暗堰）に設置した標柱（基点第 37 号）から磁針方位 325 度の線 イ 深浦町大字月屋と大字横磯との境に設置した標柱（基点第 36 号）から磁針方位 313 度の線	7 月 1 日から 8 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 西津軽郡深浦町に住所を有する者 2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者	令和 8 年 5 月 21 日から 令和 8 年 6 月 8 日まで	1 許可の有効期間は、令和 8 年 7 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日までとする。 2 規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 網の目合は、182 ミリメートル（6 寸）以上であること (2) 投網の全長は、1,515 メートル以内（仕立上り 1 反 25 間切りのもの 40 反以内）であること (3) 網の敷設中は、網の両端に水面上 1.5 メートル以上の高さのボンデンをつけ、許可番号及び船名を表示すること (4) 操業するにあたり、他の漁業者との間でとり決めた操業協定の事項の遵守に努めるものとする (5) 使用する網は、一枚網に限る